

# 予算決算委員長報告

予算決算委員会委員長 川 田 達 司

予算決算委員長報告を申し上げます。  
今期例で当委員会に付託されました議案は、「議案第56号  
専決処分の承認について（平成23年度鳴門市一般会計補正予算  
（第4号）」のほか議案2件であります。  
（当委員会は、5月31日及び6月12日に委員会を開催し、慎重  
審査いたしました結果、議案3件については承認すべきと決し  
ました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第56号「専決処分の承認について（平成23年度  
鳴門市一般会計補正予算（第4号）」であります。が、歳入及び市債の増加も  
の額は、地方交付税、国庫補助金及び市債の増額を要するところ、  
に、確定退職金の増額及び不備の補填を要するところ、  
に、残りた財源の調整、第1項の規定により専決処分した  
た。

委員からは、市債の減額のうち河川改良事業債に  
のあり、理事者からは、当初「藻塩橋（もしおばし）排水機場」  
の一部を老朽化に伴い更新を行う予定だったが、「立岩区画排水機  
場」のポンプが故障し、こちらを優先させ予算を振り分けた。耐  
用年数の延伸が図られる財源として市債が充当出来る工事な  
り市債が充当できない工事に変更になったため  
減額になったとの説明がありました。

また、理事者からこのこと「藻塩橋（もしおばし）排水機場」  
の工事が24年度中に行われるとの説明があり、委員からは排水  
機場の用途を考えたとき、雨期までに更新しないと意味がないの  
でとの質疑に対し、理事者からは、「藻塩橋（もしおばし）排水  
機場」は現状でも機能しているが、出来るだけ台風が来る前に取  
りかかりたいとのことでした。

委員会は採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、議案第57号「専決処分の承認について（平成23年度  
鳴門市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」であります。が、  
次年度への繰越を予定する事業について繰越明許費の設定を行っ  
たものであり、事務執行上、急を要したことから、地方自治法第  
179条第1項の規定により専決処分したものであります。

委員会は採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、議案第58号「専決処分の承認について（平成23年度  
鳴門市給与等管理特別会計補正予算（第2号）」であります。が、  
普通退職者の増加による退職手当の増額に伴い所要の補正を行っ  
たものであり、事務執行上、急を要したことから、地方自治法第  
179条第1項の規定により専決処分したものであります。

委員会は採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。